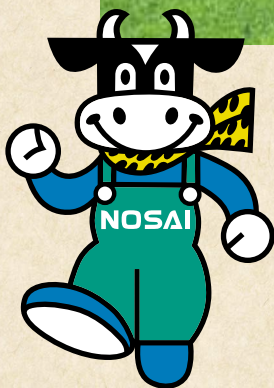


# 家畜共済

死亡廃用共済



農業共済組合  
茨城県農業共済組合連合会

# 死亡廃用共済

飼養家畜が共済事故により死亡、廃用となった時に補償されます。  
家畜の区分ごとに飼養する家畜全頭が加入対象です。

## ▶ 加入資格について

共済目的の種類とされている家畜について養畜の業務を営んでおり、組合等の区域内に住所を有すること。

## ▶ 家畜の区分について



## ▶ 補償期間（責任期間）

1年間です。

本県では始期統一を行っており、5月1日から責任開始となります。共済掛金等の払込みは、前日までをお願いします。

## ▶ 共済価額

**共済価額 = 1頭ごとの評価額の合計額**

1頭ごとの評価額は家畜市場における取引価格を基礎に月齢ごとに算出したものです。  
搾乳牛や繁殖用雌牛は期首の評価額で計算し、育成乳牛や育成・肥育牛は期末の評価額で計算します。

## ▶ 共済金額

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合 (20\% \sim 80\%)}$$

共済金額は補償額で、共済価額に対し 20%～80%の範囲内で選択できます。

## ▶ 共済掛金

$$\begin{aligned} \text{共済掛金} &= \text{共済金額 (補償額)} \times \text{共済掛金率} \\ \text{農家負担掛金} &= \text{共済掛金} - \text{国庫負担額 (50\%)} \end{aligned}$$

共済掛金率は、共済目的の種類ごと、加入方式ごと及び組合ごとに定められています。事故による共済金の支払いに応じて掛金率が変動する危険段階別共済掛金率の制度をとっています。

国庫負担額は、共済掛金の 50% です。※国庫負担額には限度があります。

掛金の分納制度があります。また、掛金の納入にあたっては、事務賦課金が加算されます。

## ▶ 年間計画頭数による加入と期末精算

加入は、期首にいる頭数に共済責任期間内の導入や出生する牛の予定頭数を加えた年間の飼養計画により加入することになります。そして、責任期間満了後、実際の頭数をトレサによる個体識別情報で確認し、当初の計画との差により共済掛金等の精算をします。

したがって、当初の計画よりも導入頭数が多い場合などは共済掛金等の追加支払いが発生し、導入頭数が少ない場合などは共済掛金等が返金されることとなります。

また、支払共済金の精算も行われます。

**期首**  
(飼養計画頭数)

$$\text{期首頭数} + \left( \text{導入予定頭数} + \text{出生予定頭数} \right) = 6\text{頭}$$


**期末**  
(飼養実績頭数)

飼養計画頭数と飼養実績頭数を比較し、共済掛金等の精算を行います

**例① 飼養計画頭数 > 飼養実績頭数**

飼養計画頭数 6 頭 > 飼養実績頭数 4 頭のため、掛金等を返還します。

$$\text{期首頭数} + \text{導入実績頭数} + \text{出生実績頭数} = 4\text{頭}$$


**例② 飼養計画頭数 < 飼養実績頭数**

飼養計画頭数 6 頭 < 飼養実績頭数 8 頭のため、掛金等の追加納入があります。

$$\text{期首頭数} + \text{導入実績頭数} + \text{出生実績頭数} = 8\text{頭}$$


## ▶ 支払共済金

$$\text{損害の額} = \text{事故家畜の価額} \\ - (\text{廃用家畜の価額又は残存物価額} + \text{補償金})$$

$$\text{支払共済金} = \text{損害の額} \times \text{付保割合}$$

※残存物価額（農家手取り）は、残存物価額が基準額より高い場合に用います。

※基準額は、基準単価×枝肉重量－処理経費で算出した額です。

※過去の被害率が共済で定めた基準以上を超える加入者に対して、共済金の支払い限度が設けられます。

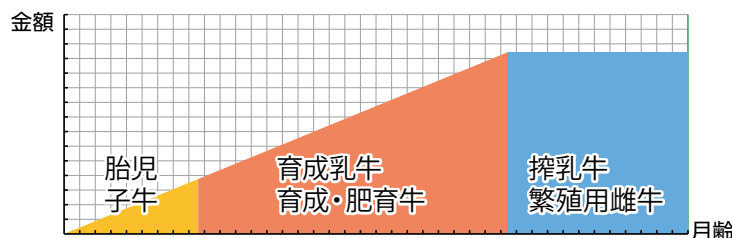
損害額に、加入時に選択した補償の割合（付保割合）を乗じて算出します。

選択した付保割合は、責任期間中は加入時に選択した割合のままで変動しません。

## 死廃事故家畜の評価

搾乳牛や繁殖用雌牛は、加入時の月齢で評価します。

日々価値が増加する育成乳牛や育成・肥育牛等は、事故発生時の月齢で評価します。



## ▶ NOSAI（共済）への通知

### ●異動通知

導入等の牛の異動は、トレサによる個体識別情報で確認することになります。  
農場の規模の変更を伴う異動は必ず NOSAI へ通知する必要があります。

### ●事故発生通知

死亡または、廃用事故が発生した場合、速やかに NOSAI へ通知してください。

## 牛の個体識別情報（トレサ）の届出をお願いします。

牛の異動は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」のトレサにより確認します。

農場の飼養状況や牛の個体情報は、牛のトレサにより確認し、飼養状況が確認できない場合は共済金の支払いが出来ない場合があります。

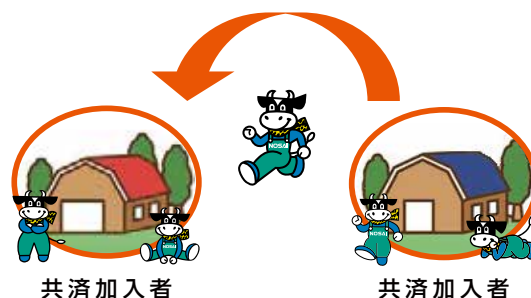
導入や出生により頭数が増えた場合だけでなく、譲渡や死亡した場合も速やかに届出をお願いします。

※トレサ情報等については、家畜共済の事務処理及び地方農政局等への情報提供に使用します。

## ▶ 待期間の取扱い

家畜の導入から2週間は待期間となりますが、共済加入者からの異動により導入された家畜は、待期間中の事故の共済金の請求ができます。

※待期間中の事故の共済金の支払いには条件があります。



## ▶ 支払いの対象となる事故の選択

共済金の支払対象となる事故を選択し、事故の一部を支払対象外（事故除外）とすることで共済掛金の割引を受けることができます。

事故除外を選択するには飼養に関する条件があります。

家畜区分	事故除外の種類	対象となる事故
搾乳牛、育成乳牛	1号	イ 特定事故 <sup>*1</sup> による死亡・廃用事故
		ロ すべての死亡事故 <sup>*3</sup> 及び特定事故による廃用事故
		ハ すべての死亡事故 <sup>*3</sup> 及び繁殖・泌乳能力を失ったことによる事故以外の廃用事故
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	2号	イ 特定事故による死亡・廃用事故
		ロ すべての死亡事故 <sup>*3</sup> 及び特定事故による廃用事故
		ハ すべての死亡事故 <sup>*3</sup> 及び行方不明・奇形による廃用事故

※1 火災、伝染病<sup>\*2</sup>、自然災害による事故

※2 対象となるのは法定伝染病及び届出伝染病です。届出伝染病は、真症であり、農業保険法で定められた範囲の事故を対象とします。

※3 死亡事故については、と畜による死亡や、国から補償金などの支給対象となる死亡は、除外される場合があります。

### 〈事故除外選択の条件〉

区分	条件
搾乳牛、育成乳牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 期首時点の飼養頭数が6頭以上であること</li> <li>● 搾乳牛又は育成乳牛につき、継続して5年間にわたり養畜の業務を営んだ経験を有すること</li> </ul>
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該区分につき、継続して5年間にわたり養畜の業務を営んだ経験を有すること</li> </ul>

## ▶ 遠隔地の農場等の加入について

遠隔地にある農場等については、所在地に仮住所を設定し、当該農場等の所在地の組合で加入できます。

## 農家の皆様へのお願い

### 牛の異動があるときは

- **牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。**  
※生後1週間を超える牛の事故が発生した際は、トレサの照会が必要となります。
- 農場の改築、譲受、引渡など農場の飼養規模の変更を伴う異動の際は、確認が必要となりますので必ず組合へご連絡ください。

### 病気になったときは

- 速やかに獣医師の診療を受けてください。

### 死亡・廃用事故が発生したときは

- 診療を依頼した獣医師を通じ、速やかにNOSAIへ通知してください。
- 死亡牛または廃用牛はNOSAIの確認が必要です。
- 死亡牛は、組合の指定する一定の方法で、電子的画像による確認が可能です。
- 共済事故に該当した場合は、迅速な個体の搬出処理を行ってください。
- 廃用事故の場合は、売上傳票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください。
- 子牛及び胎児の死亡または廃用事故では人工授精証明書の提出を求められることがあります。

### 損害防止のお願い

農家が日常の飼養管理ですべき必要最低限の損害防止が法律で義務付けられています。必要な管理が出来ない場合は共済金が免責される場合があります。

環境の整備	● 滑走防止	● 十分な敷料、清潔化	
個体の管理	● 早期診療の依頼	● 定期的な削蹄	● 自家治療の禁止
繁殖の管理	● 繁殖台帳の整備	● 不受胎診療	
分娩前後の管理	● 高齢牛の予防措置	● 分娩房の設置	
病畜の看護	● 適切な管理看護		
ミルクの管理	● 搾乳衛生		

## 免責について

免責事由	項目	免責割合
損害防止にかかる免責	通常行うべき管理その他の損害防止ができていない場合	2割～8割
	農業共済組合等及び獣医師の改善指示が守られなかった場合	8割
共済事故にかかる免責	持ち込み事故の場合（共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害を受けていたもの又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じた時）	10割
	家畜共済の申し込みの際に、現に飼養している家畜のうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又はその原因が生じた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く）	10割
	故意又は重大な過失による共済事故の場合	10割
	待期間中の共済事故（共済責任の始まった日から2週間以内の共済事故）	10割

### 【免責の除外（免責にならない場合）】

家畜の導入などの共済責任開始日から2週間以内（待期間）に発生した事故は、原則として共済金の請求ができません。しかし、次の場合は共済金の請求ができます。

#### 当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以降に生じたものである場合

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折など	受傷、滑走、転倒など
突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱など	分娩など

※その他の免責については、NOSAI 茨城のホームページをご覧ください。



## 個人情報の取り扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

## 共済関係の成立に関する留意事項

### ① 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実に相違がないこと、既に事故が生じているものでないこと、または、その事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅延なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

### ② 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ア. 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- イ. 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。
- ウ. NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

### ③ 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

### ④ 解除等における共済掛金等の取扱い

- ①、②、③の事故が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生しませんのでご了承願います。

## 金融サービス提供法に係る重要事項

### 農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- (1) 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 事故発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財務状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※ この重要事項は、加入申込書の提出をもってご了承いただくようお願いいたします。

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

### お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合又は各支所等へ

組合名	支所等名	電話番号	組合名	支所等名	電話番号
いばらき広域	本 所	029-350-8815	鹿 行	代 表	0299-90-4000
	水 戸 支 所	029-306-6720	茨 城 県 西	代 表	0296-30-2900
	笠 間 支 所	0296-72-7321		家 畜 課	0296-30-2951
	常陸太田支所	0294-72-6227	茨城県農業共済組合連合会	住 所 水戸市小吹町942番地 代表電話番号 029-215-8881	
	つくば支所	029-839-0160	NOSAI茨城 家畜診療センター	住 所 水戸市小吹町940番地 電話番号 029-215-8887	
	家畜診療所	0299-48-0042			

NOSAI茨城ホームページ： <https://www.nosai-ibaraki.or.jp/>